

平成26年度（2014年度）第4回中野区都市計画審議会

## 会 議 録

平成26年（2014年）10月20日

中野区都市基盤部

日時

平成 26 年 10 月 20 日(月曜日)午後 2 時

場所

中野区役所 4 階 区議会第 1 委員会室

次第

1 諮問事項

- (1) 東京都市計画公園中野第 2・2・8 号本町二丁目公園の変更について(中野区決定)
- (2) 東京都市計画生産緑地地区の変更について(中野区決定)
- (3) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(東京都決定)
- (4) 東京都市計画防災街区整備方針の変更について(東京都決定)

2 報告事項

- (1) 中野駅地区整備に係る都市計画変更方針について
- (2) 中野駅南口地区まちづくりについて
- (3) 中野三丁目地区まちづくりについて

3 その他

出席委員

矢島委員、宮村委員、松本委員、村木委員、高橋(登)委員、青木委員、寺崎委員、五味委員、戸矢崎委員、酒井委員、萩原委員、北原委員、白井委員、森委員、宇佐美委員、東野委員、

事務局

豊川都市基盤部参事(都市計画担当)、藤塚都市基盤部経営担当係長

幹事

高橋政策室長、長田都市政策推進室長、青山都市政策推進室副参事(統括副参事)(産業振興担当)、滝瀬都市政策推進室副参事(都市観光・地域活性化担当)、松前都市政策推進室副参事(中野駅周辺まちづくり担当)、石井都市政策推進室副参事(中野駅周辺計画担当)、宇佐美都市政策推進室副参事(中野駅周辺地区整備担当)、立原都市政策推進室副参事(中野駅周辺地区整備担当)都市基盤部副参事(都市基盤整備推進担当)、池田都市政策推進室副参事(西武新宿線沿線まちづくり担当)、千田都市政策推進室副参事(西武新宿線沿線基盤整備推

進担当)都市基盤部副参事(都市基盤整備推進担当)、尾崎都市基盤部長、豊川都市基盤部参事(都市計画担当)、荒井都市基盤部副参事(地域まちづくり担当、大和町まちづくり担当)、安田都市基盤部副参事(弥生町まちづくり担当)、高橋都市基盤部副参事(道路・公園管理担当)、志賀都市基盤部副参事(都市基盤整備担当)、小山内都市基盤部副参事(建築担当)

## 豊川参事

それでは、定刻となりましたので、平成 26 年度第 4 回中野区都市計画審議会を開催いたします。

審議に先立ちまして、定足数の確認をいたします。

ただいまの出席人数は、委員 22 名中 16 名でございます。2 分の 1 以上の定足数に達しておりますので、本審議会が成立ということをご報告申し上げます。

次に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

まず 1 点目ですが、本日机上配付しております資料の確認でございます。上から順に、本日の次第でございます。

2 点目が、諮問事項 1 の追加資料になります。「東京都市計画公園の変更に係る都市計画案の縦覧結果について」でございます。

それから、3 点目が本日の報告事項の 2・3 の「補足説明用パワーポイント資料」でございます。

それから次に、事前に郵送いたしております報告用資料でございますが、本日資料をお忘れの方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

なお、事前に郵送いたしました資料のうち、報告事項の 1「中野駅地区整備に係る都市計画変更方針について」の表紙の一部に誤植がございました。大変申しわけございませんでした。本日机上に新しい表紙を配付しておりますので、お手数ですが後ほど差しかえたいと存じます。

資料の確認は以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、会長、開会をお願いいたします。

## 会長

ただいまから平成 26 年度第 4 回中野区都市計画審議会を開会いたします。

本日の会議でございますが、お手元の次第のとおり、諮問事項 4 件、報告事項が 3 件でございます。おおむね 16 時半を目途に進めていきたいと思っておりますが、諮問事項が 4 件終わりました後をめぐりに休憩と一旦させていただきます。その後また審議を続けるということでございます。皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。本日は、お手元でございますように諮問事項が 4 件ございますので、まず諮問についてお願いをいたします。

## 豊川参事

それでは、区長より会長に諮問をさせていただきます。

## 区長

中野区都市計画審議会 会長 殿

中野区長 田中 大輔

中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

### 記

#### 1. 東京都市計画公園中野第 2・2・8 号本町二丁目公園の変更（中野区決定）

〔理由〕

都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため、変更を行う。

#### 2. 都市計画公園生産緑地地区の変更（中野区決定）

〔理由〕

生産緑地法第 3 条の規定に基づき、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街地区域内において適正に管理されている農地等を指定する。

#### 3. 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）

〔理由〕

東京都知事から都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定による意見照会があり、回答をするため。

#### 4. 東京都市計画防災街区整備方針の変更（東京都決定）

〔理由〕

東京都知事から都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により意見照会があり、回答をするため。

以上が諮問の内容となっております。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。次第でございます。よろしくお願いいたします。

(諮問文手交)

**会長**

ただいま、区長から諮問をいただきました。早速お手元に諮問文の写しを配付したいと思います。事務局お願いします。

(諮問文写し配付)

**豊川参事**

申しわけございません。区長は所用がございますので退席をさせていただきます。

(区長退室)

**会長**

諮問文は行き渡りましたでしょうか。

それでは、審議を始めたいと思います。諮問がございました4件につきましては、今お聞き取りのような内容でございます。それぞれの区分ごとに説明を受け、ご審議をいただきたいと思います。

初めに、諮問事項の1について、幹事から説明をお願いいたします。

**千田副参事**

それでは、諮問事項(1)「東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園の変更について」ご説明いたします。

お配りいたしております図書の1ページに沿って進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1「変更概要」でございます。こちらにつきましては、東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園の区域を約0.07ヘクタールから約0.69ヘクタールに変更するものです。

次に、2「都市計画の案」についてご説明いたします。3ページ目をごらんください。都市計画公園の種別は街区公園、名称が「中野第2・2・8号本町二丁目公園」です。

2ページ目をごらんください。本都市計画公園の位置は、中野区南部に丸囲みしてあります中に、朱線で囲まれているところです。

5ページ目をごらんください。朱塗りされた部分が本都市計画の変更で追加される部分で、緑色の線で囲まれた部分が変更後の全体区域約0.69ヘクタールです。

3ページ目にお戻りください。備考欄に整備する主な公園施設をお示ししております。内容は、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、災

害応急対策施設です。

次に、都市計画の案の理由を最後の行に明記しております。理由は、都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため変更を行うものでございます。

4 ページ目をごらんください。本書面は、本都市計画決定に係る協議対象者である東京都に提出したものです。理由の詳細説明として、ここで読み上げさせていただきます。

理由。中野区都市計画マスタープラン（平成 21 年 4 月策定）においては、大規模跡地を活用したまちづくりとして、郵政宿舎跡地については本町二・三丁目周辺地区の特性を踏まえ、防災機能を持ったみどり豊かなオープンスペースの整備や交流機能のある施設などの整備を図りながら、にぎわいのある安全で快適なまちづくりを進めることとしている。

また、「中野区みどりの基本計画」（平成 21 年 8 月策定）においては、防災公園の整備として、本町二丁目（郵政宿舎跡地）その他の国家公務員宿舎跡地を活用し、防災機能を持った公園の整備を行うとしている。

現在、本町二・三丁目の区民が指定されている広域避難場所は、隣接区の「新宿中央公園・高層ビル群一帯」となっており避難距離がかなりあるため、区内に一時避難できる公園を整備することが緊急な課題となっていることから、中野区土地開発公社でこの跡地を先行取得している。

こうしたことから、災害時には防災機能を有するオープンスペースを将来にわたって確保するとともに、街区公園としての日常的な公園機能の充実を図り、広く区民の利用に供するため、当該用地を都市公園として整備し供用していくこととし、昭和 60 年 3 月に 0.07 ヘクタールの街区公園として都市計画決定されている東京都市計画公園中野第 2・2・8 号本町二丁目公園の区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである、というところ  
です。

以上が都市計画案の説明でございます。

1 ページ目にお戻りください。3「当該都市計画公園の経緯及び今後のスケジュール」についてご説明いたします。

まず、昭和 59 年 6 月 21 日、中野区にて株式会社国民相互銀行より用地取得。昭和 60 年 3 月 4 日、都市計画決定。同年 4 月 18 日、事業認可。同年 12 月 20 日、開園。その後、平成 19 年 12 月 21 日、中野区土地開発公社にて国家公務員共済組合連合会より用地取得。これが今回の拡張部分でございます。

平成 26 年 8 月 18 日、都市計画原案説明会。参加者は 24 名でございました。説明会では、

中野区土地開発公社が所有する郵政宿舍跡地を都市計画公園にすることや、本町二丁目内で都市計画公園を拡張することなど、本都市計画案そのものについての反対意見はございませんでした。しかし、その他の意見として、「今後整備内容を具体化する際は、地域住民の意見を聞きながら行ってほしい」との意見、要望が複数寄せられましたので、基本計画・基本設計を行う際は、説明会など住民意見を求める機会を設けながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、平成 26 年 8 月 28 日、都市計画案を決定いたしました。9 月 5 日、都知事と協議し、「意見なし」との回答を得ております。

その後 10 月 1 日から 10 月 15 日の間に、都市計画案の公告・縦覧及び意見収集を行いました。こちらにつきましては、図書の閲覧者はゼロ名、意見書の提出は 1 名ございました。

ここで、提出された意見書についてご報告いたします。本日配付いたしました「東京都市計画公園の変更に係る都市計画案の縦覧結果について」の中にあります、表題「意見書の要旨及び区の見解」の図書をお開きください。

東京都市計画公園の変更に係る都市計画案を平成 26 年 10 月 1 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 21 条第 2 項により準用する同法第 17 条第 2 項の規定による意見書の提出が 1 通ございました。

意見書の要旨の欄をごらんください。「賛成意見に関するもの」が 1 通(1 名)でございました。内容といたしましては、都市計画公園の整備に関する意見で、「地元として要望してきたことでもあり、公園としての整備が決定したことを感謝する」というものでございました。

Ⅱ「その他の意見に関するもの」でございまして、こちらも同 1 通の意見書の中に付されたものでございます。その他意見につきましては、右の中野区の見解とあわせてご報告いたします。中野区の見解の欄をごらんください。

その他の意見に関しましては、主に 3 点ございました。まず 1 点目、「都市防災公園としての機能を取得するため、周辺用地の買収を望む」というものです。中野区の見解といたしましては、「都市計画案において既に防災機能を考慮した整備計画であるが、さらなる機能拡充のため、公園拡張の可能性を検討していきたい」というものです。

2 つ目の意見が、「上記 1 に加え、防災公園取付道路確保を望む」というものです。中野区の見解といたしましては、「用地の東側部分が接道していないため、災害時における避難路の有効性・安全性を確保できるよう改善に努めていきたい」というものです。



3つ目の意見といたしましては、「本町二丁目・三丁目のまちづくり推進事業から防災公園としての整備の検討を望む」というものです。中野区の見解といたしましては、「防災機能を有する公園として整備していく予定である」というものです。

1 ページ目の3「当該都市計画公園の経緯及び今後のスケジュール」にお戻りください。

10月20日、都市計画審議会への諮問。本会でございます。そして、この諮問の後、10月下旬、都市計画決定（告示）を行っていきたいというふうに考えております。

最後に、参考でございます。今後の予定といたしまして、平成27年度、基本計画を策定してまいりたいと考えております。その後、平成28年度、基本設計・実施設計。平成29年度・30年度の2カ年で整備工事を実施していきたいというふうに予定しております。

説明は以上でございます。

#### 会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につき、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

#### 松本委員

今、縦覧のときに、意見書にありましたその他の意見に関する3点というのがございまして、区のほうもその意見に沿った形で今後公園の機能の拡張、あるいは周辺の用地買収、それから取付道路のことというようなことで答えていらっしゃるのですが、どのぐらいの、今後可能性というのか、どういうふうに対応されているかというのを教えていただきたいと思っております。

#### 会長

千田幹事。

#### 千田副参事

まず、今後の機能拡充につきましては、意見を寄せられたもの内容について、どのような部分をどのようにしていったら効果がさらに、機能が上がっていくかというところのまず検証から入るところでございます。

現在につきましては、候補エリアとしての定めはございますが、さらにこの機能を確保していくためには、そこにお住まいの方とか、そういった方たちの状況とか、現状の土地利用、そういったものと照らし合わせた中で具体的な実施計画を策定していくことになり

ますので、現在の段階では、まだ時期的なものというものではお示しできる段階でございません。

#### 会長

松本委員、どうぞ。

#### 松本委員

今のお答え、ある程度検討していらっしゃるというふうに承っていいかなと思うんですけども、来年度以降、基本設計、策定、その他整備工事に入るにつれて、実際にそういうことも含めて検討して、生かしていかれたらいいかなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

#### 会長

ご質疑ありがとうございました。

ほかのご意見いかがでしょうか。森委員、どうぞ。

#### 森委員

ご説明ありがとうございました。防災機能を有する公園として整備していくということで、それ自体は結構なことだと思うんですが、土地ですね、西側の道路は結構な坂になっているかと思います。そうすると、公園自体は防災機能を有していたとしても、周りの高齢者の方とか障害者の方とか、そこにたどり着くのに課題が出てくるということも考えられるのかなと思いますが、そのあたりについて、何かお考えがあればお聞かせください。

#### 会長

千田幹事、どうぞ。

#### 千田副参事

この公園に至る避難路の確保という面では、委員のおっしゃるとおり、東側からの導入、また、ここは地盤面の差が、高低差がございますので、こちらをいかに確保していくかというのが今後のテーマになると思います。

こちらのほうの課題についての対応ですが、1 つは、公園に接する土地の所有者から、災害時、そういったときにそこへの進入のご協力をいただくという選択が1つございます。また、もう1つといたしましてはこちらの意見にも付させていただきましたが、公園としての拡張を検討していくという2点でございます。このいずれかで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### 会長

よろしゅうございますか。

ほかのご意見、ご質問、いかがでしょうか。白井委員、どうぞ。

#### 白井委員

今、他の委員から、東側の接道についてのお話もあったところなのですが、もともと接道している西側の道路自体も勾配がかなり急なのと、拡幅が狭いんですけれども、これらについて道路の確保をどのように考えておられるのでしょうか。お伺いします。

#### 会長

千田幹事、どうぞ。

#### 千田副参事

まず、西側の道路についてでございますが、現在の道路幅員、若干狭小の部分がござい  
ますが、こちらのついでに拡幅の検討も当然視野として考えるべきという認識はしております。ただし、公園の面する前だけの拡張では、そのところが蛇玉用地となってしま  
まして、むしろ交通上の安全にマイナス面をきたしてしまうという懸念もござい  
ます。ですから、この公園用地のほか、周りの動向を踏まえながら、道路の拡幅としてそれが可能  
であるか、そういったところで検証していきたいというふうに考えています。

#### 会長

よろしゅうございましょうか。

ほかはいかがでしょうか。宮村委員、どうぞ。

#### 宮村委員

今の質疑にもありましたけれども、この防災公園という位置づけであれば、こういう周  
りの比較的住宅が密集している地域の中ではかなり有効だろうとは思うのですけれども、  
これを都市計画で決めた後、本当に有効に生かしていくには、今質問のありました例えば  
西側の道路なり、東側の接道なり、そういったことをある意味まちづくりとして考えてい  
かないとうまくいかないのではないかと思うのです。

ですから、周りの不燃化、それから最小限の基盤整理をあわせてご検討いただければと  
思います。次の段階ですね。要望としてよろしく申し上げます。

#### 会長

それでは、要望ということで、ご質疑ありがとうございました。

ほかの点はいかがでございましょうか。

ないようでしたら、諮問の1番につきまして、お諮りをいたしたいと思えます。よろし

ゆうございましょうか。

東京都市計画公園中野第2・2・8号本町二丁目公園の変更(中野区決定)につきましては、案のとおり決するという事によろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

## 会長

ありがとうございました。ご異議がないようですので、そのように決することにいたしたいと思えます。

それでは、次の諮問事項の審議に移ります。諮問事項の2について、豊川幹事から説明をお願いします。

## 豊川参事

それでは、諮問事項の2番目、「東京都市計画生産緑地地区の変更について」のご説明をいたします。

まず初めに、この生産緑地地区につきましては、昨年6月の当都市計画審議会におきまして、生産緑地地区の一部を廃止することについてご審議をいただいた際に生産緑地地区の制度について詳しく説明をいたしましたので、本日のところは省略をさせていただきます。この生産緑地地区といいますのは、簡単にいいますと、生産緑地として指定された土地は農地として管理することが義務づけられ、建物の建築等が制限されるかわりに、税制上の優遇措置等を受けられる、概略、そういった内容であることご理解いただければと存じます。

本日ご審議いただくのは、この生産緑地地区を新たに追加するという内容でございます。お手元の資料をごらんいただきたく存じます。

まず、1番の「変更概要」でございます。東京都市計画生産緑地地区のうち、現地調査、それから主たる従事者及び他の農業従事者に今後の営農に関する意向調査を実施した結果、良好な土地環境の形成に資すると判断したため、地区番号15に約0.05ヘクタールを追加するというものでございます。

具体的には、めくっていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思えます。このような色刷りの地図が出てまいります。

今回追加をします場所は、ちょうどこの図の中間あたり、赤くハッチがしてあるところでございます。これは、既存の㊸という生産緑地の指定区域がありまして、これを今回接する形で拡大をすると、そういった内容でございます。

さらに、次のページの地図をごらんいただきたいと思います。さらにこういった詳しい場所の地図が出てまいります。場所が中野区の北西部。この上の幹線道路が新青梅街道でございまして、この図の左側が杉並区になります。直近の駅は、西武新宿線鷺ノ宮駅、その北西方向ということになります。

それで、さっきも申し上げましたが、この青いハッチの部分が既に生産緑地として指定をされている部分。今回その南側に、赤いこのハッチの部分ですが、新たに追加指定を行うと、そういったものでございます。

それでは、恐縮ですが、最初のページにお戻りいただきまして、1 ページでございますけれども、2 番「都市計画の案」でございます。生産緑地地区の位置は中野区鷺宮六丁目地内、面積は約 0.05 ヘクタールを追加するというものでございます。

それから、3 番「当該生産緑地の経緯及び今後のスケジュール」でございます。平成 4 年の 11 月 5 日、このときに既存の青いハッチの部分ですが、既存の生産緑地の都市計画決定をいたしております。その後、平成 26 年、これは今回の動きでございますが、6 月 27 日に今回の追加部分、生産緑地地区の指定の申出書を収受をいたしております。その後、8 月 19 日に東京都知事の同意を得まして、9 月 15 日から 9 月 30 日まで、都市計画案の公告・縦覧及び意見収集をいたしました。図書閲覧者が 1 名おりましたが、意見書提出はゼロということでございます。それから、10 月 20 日、本日ですが、都市計画審議会へ諮問をさせていただいております。もし決定いただいた場合には、10 月下旬に都市計画決定告示をすると、そんな予定でございます。

1 枚めくっていただきまして、2 ページをごらんいただきたいと存じます。これは、今回の変更内容を具体的にお示しをしております。まず第 1、生産緑地地区、これは中野区全体のことを言っています。中野区全体の生産緑地地区の面積が、今回の追加によりまして約 2.35 ヘクタールになると、そういったことでございます。

続きまして、第 2、追加のみを行う位置及び区域でございます。先ほど言いましたが、15 番という番号の生産緑地地区を面積を追加するというので、約 565 平方メートルを追加するのだと、そういったご説明をしております。

その下の「理由」でございます。「農業等の調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する」と、そういった理由でございます。

3 ページ、次のページをごらんいただきたいと存じます。これは中野区内生産緑地地区

の、後ほど表をごらんいただきますが、新旧対照表でございます。

変更前、これは全部で11件中野区内にございまして、合計で2万2,970平方メートルあったものが、今回の追加によりまして、件数自体は11件で変わりませんが、面積の合計が2万3,535平方メートル、すなわち約2.35ヘクタール、そういった内容に変更するというものでございます。

それから、下の「変更概要」でございますけれども、繰り返しになりますが、位置、区域。これは先ほど図面でごらんいただきました。面積の変更等も、件数は変更ございませんが、面積が変わると、そういったことでございます。

次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。ごらんになっております表は、これは今回の生産緑地地区を追加をした後の中野区内の生産緑地地区の全体図を一覧表でお示しをしております。

今回のものは、「通し番号」という欄が一番左側にございますが、この通し番号の8番をごらんください。通し番号8番、固有番号は15番でございますが、鷺宮地区と書いてございまして、面積が1,115平方メートル。これは、今回の追加後の合計面積でございまして、その欄をずっと右を見ていただきますと、「(26年度)」、これは今回のことを言っておりますが、26年度約565平方メートルを追加していると、そういった説明でございます。

それから、次のページ、5ページをごらんいただきたいと存じます。これは「生産緑地地区の変更に係る都市計画案の縦覧結果について」でございます。先ほどちょっと申し上げましたが、縦覧期間の間に閲覧者が1人おりましたが、意見書の提出はゼロと、そういったところでございまして、区としては案のとおり決定をしていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

## 会長

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもご発言をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

村木委員、どうぞ。

## 村木委員

生産緑地の追加は結構珍しいと思うのでいいと思うんですが、これ今、現状何に使われているのですか。何かグーグル・アースで見ると、木がたくさん植わっているように見

えるんですが。

#### 会長

豊川幹事。

#### 豊川参事

現状では全部が農地ではございませんが、おおむね半分から3分の1ぐらいが現に北側の農地の延長となっています。残りの半分あるいは3分の2ぐらいが樹林地となっています。

この所有者の意向といたしましては、今回こういう形でもし受け入れられたら、全部農地にしたいと、そういった意向を持っております。

#### 村木委員

それは結構大変そうな感じがするんですけども。でも緑地が少ないからいいというふうに考えればいいんですかね。

#### 会長

村木委員ご指摘のとおり、なかなか昨今は、生産緑地はマイナス方向の決定が多くて、プラス方向というのはなかなか貴重なことというご趣旨だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。萩原委員、どうぞ。

#### 萩原委員

今非常に珍しい生産緑地の追加ですけれども、これも税収の面からいうと、宅地並みの課税から、今度生産緑地で農地並みに、所有者は固定資産税が減っていくということになるかと思うんです。もしこういうような空地等があつて、税金を払いたくない場合には、そういう生産緑地の指定を受けて、行えば、相当この辺の土地というのは宅地並みだと相当な税金があると思うんですが、そういうことが都市計画によらなくて、たまたま所有者の意向でできるということということになりますと、税金問題ということで見た場合には、計画になじまないのではないかなというふうな気もしてきます。

まして、そういう生産緑地に指定をしておいて、他の人に土地を貸して、農作業にすることができれば、税金は減るわ、土地の賃貸収入は入ってくるわで、非常に所有者にとってはいい話だと思うんですけども、その辺はどうですか。

#### 会長

豊川幹事。

#### 豊川参事

確かにただいまご指摘のような面もあるかと思えます。ただ、あくまでも税金というのは都市計画とは本来は関係がない話でございます。あくまでも都市計画上どうなのかと、そういった判断をしておるところでございます。

当然、生産緑地指定には一定の要件があります。ですから、こういった要件を満たしておれば指定すると。ですから事実として、確かに中野区内に生産緑地は2.35ヘクタールございますけれども、実は農地というのはもっとたくさんございまして、実際には農業をやっても生産緑地には指定をしていないというところもたくさんございます。そういった面から適切な判断をして、今後とも生産緑地の指定と追加ができればしたいと思っております。

#### 会長

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、諮問事項の2について、お諮りしたいと存じます。

東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）についてお諮りいたします。この件については、案のとおり決するという事によろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### 会長

ありがとうございました。それでは、そのように決することにいたします。

次の諮問事項の審議に移りたいと思います。諮問事項の3について、豊川幹事から説明をお願いします。

#### 豊川参事

それでは、引き続きまして、諮問事項の3番目、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東京都決定について）」のご説明をいたします。

本件につきましては、これまで去る4月28日の第1回都市計画審議会及び7月25日の第2回都市計画審議会においてご説明をいたしておりますけれども、この東京23区の区域における都市計画の基本的な方針であります「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」につきまして、このたびの内容の改定に当たって、決定権限があります東京都より、東京23区の各区に対しまして改定案に対する意見の照会が来ております。

つきましては、本都市計画審議会のご審議をもとに、東京都に対して中野区より回答すると、そういった趣旨でございます。

お手元の資料でございますが、まず通常の資料送付に先立って、あらかじめ皆様方にお



送りいたしました「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の本冊、こういった冊子でございます。この冊子につきましては、皆様既にお目通しになっていることと思っておりますけれども、分量が非常に多いものですから、本日のご説明は時間の関係もございまして、本件の概略をまとめましたA4版両面コピー4ページの、この概要資料、これを中心に説明いたしたいと存じます。こういった資料がございます。

#### 会長

もう一度お願いします。

#### 豊川参事

こういった、4ページものの資料でございます。

タイトルが「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」で、右上に、この四角で囲んでありまして、「都市計画審議会資料」というふうにお示しをしております。よろしいでしょうか。

もしございませんようでしたらお配りをいたしますが。

資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。

大変失礼いたしました。今すぐに準備をいたします。

(資料配付)

#### 豊川参事

それでは、時間があるものですから、その間、若干この本冊でご説明させていただきます。

それで、順番が後先になります。本冊をごらんいただきまして、これのページをめくっていただきまして、53ページをごらんいただきたいと存じます。ここの、このあたりのページでは、この都市計画区域マスタープランにおきます各地区の特色ある状況、そういったものを個別具体的に示しているものでございます。

中野区の関係するものを見ていきますと、53ページの下の方に「(中野)」とございます。中野といいますのは、中野区全体ではなくて、主に中野駅周辺のことを指しております。まず現在さまざまな整備をしておりますが、交通広場の新設や拡張、それから南北の自由通路、交通基盤の整備などによりまして交通結節機能が拡充されて、魅力的なにぎわいを生み出す新たな玄関口を形成すると、そういった将来像。

2つ目が、駅周辺になりますが、街区の再編ですとか、土地の高度利用を進めつつ一体的な整備が行われて安全で利便性の高い複合市街地が形成されるといった将来像をお示し

しております。

次に、「弥生町三丁目周辺」地区。これは不燃化特区に指定をされておりまして、不燃化のまちづくりを進めつつあります。不燃化特区の指定による避難道路のネットワーク形成ですとか、次のページでございますが、都営川島町アパート跡地の活用による老朽建築物の建て替え促進などによって、防災性の向上と居住環境の改善が図られて、災害に強い安全なまちが形成されていくといった将来像をお示ししております。

それから、「新井薬師前・沼袋」です。これは、西武新宿線の新井薬師前駅、それから沼袋駅、これの周辺を指しております。現在西武新宿線のこのあたりが連続立体交差事業が進められております。道路と鉄道の立体交差化にあわせまして、交通広場の整備、そういったところによって駅周辺のにぎわいの再生ですとか、木造住宅密集地域の改善、それから既存の緑や文化資源の活用、そういったことによりまして、商店街と住宅地とが調和がとれた魅力あるまちを形成する、そういった将来像でございます。

最後に「大和町」でございます。木造住宅密集地域において、特定整備路線の整備による延焼遮断帯や避難・救援路の形成ですとか、ここも不燃化特区に指定されておりますが、不燃化特区による建物の不燃化、そういった促進がされることにより防災性の高いまちを形成する、そういった将来像が示されております。

以上、こういった内容が、この都市計画区域マスタープラン、都市計画区域の整備、開発方針、これによって中野区が関係します具体的な記載部分でございました。

皆さん、資料は行き渡りましたでしょうか。ありがとうございます。

大変失礼いたしました。それではまた、お手元の資料をごらんください。今お配りいたしましたA4版、両面コピー4ページの資料をごらんいただきたく存じます。

よろしいでしょうか。

大変失礼いたしました。ホチキスどめのほうの資料でございます。行き渡りましたでしょうか。大変失礼いたしました。

それでは、お手元のホチキスどめ4ページの資料をごらんいただきまして、本日のご説明ですが、先ほどごらんいただいた本冊、これは非常に分量が多いものですから、今ご説明いたしました中野区の記載部分以外につきましては、今お配りしましたこの概略資料、こちらで説明をさせていただきます。

まず、この資料の1番の「改定の背景」をごらんいただきたいと思います。これは、東京都が定めております「東京の都市づくりビジョン」、これで東京の将来像の実現に向け、

都市計画に関する事項をこの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に位置づけるとともに、例えば人口減少や少子高齢化の到来ですとか、あるいは世界の都市間競争の激化、東日本大震災の発生、それから2020年のオリンピック・パラリンピックの開催決定、あるいはアジアヘッドクォーター特区の指定ですとか、地方分権に係る法律の施行、あるいは先ほども少し触れましたが「木造地域不燃化10年プロジェクトの実施方針」の策定、あるいは「東京都住宅マスタープラン」、こういったさまざまな背景がございまして、都市づくりビジョン改定から今日に至るまでの社会経済情勢の変化が今回の改定の背景であると、そういったこととございます。

なお、これら改定の背景の追加といたしまして、そこには記載がございませんけれども、中野区として最近「国家戦略特区」の区域指定に向けまして特色あるまちづくりを推進するといった動きもございまして、この国家戦略特区は、他の多くの区においても指定もしくは指定予定といった動きもございまして、非常に大きな影響があるものと思っております。この点、今回の改定の背景の要素の1つとして加えることは、東京都に区のほうから求めていきたいと考えております。

それから、2番「基本的な考え方」でございます。この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、東京都が広域の見地から定める都市計画の基本的な方針でございます。また、東京都が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものとなってございます。このあたりにつきましては、前回、前々回とご説明済みでございます。

それから、3番です。「東京が目指すべき将来像」でございます。

(1)「環状メガロポリス構造の構築」の実現について。この辺は東京都全体のお話ですので少し省略をさせていただきますが、多様な機能集積を生かしつつ、更なる国際競争力を備えた魅力ある首都へと再生してくために「環状メガロポリス構造」を目指すと、そういったことを述べております。

次のページをごらんください。一番上ですが、(2)の「コンパクトな市街地への再編」でございます。これは、集約型の地域構造への再編ともいえます。これにつきましては、このパラグラフの下の方でございますけれども、今後の都市づくりにつきましては、人口動態の大きな変化ですとか地域特性を踏まえて、選択した拠点的な市街地を再構築するとともに、それを支える都市基盤ですとか交通インフラの整備、こういったことに取り組んで東京の市街地を集約型の地域構造へ再編すると、そういったことを示しております。

次に、4番、この本質の内容について述べておきまして、1番の「基本的な考え方」、これは前ページの基本的な考え方と同内容のため省略をさせていただきます。

それから、第2「東京が目指すべき将来像」でございます。これも前ページの「3、東京が目指すべき将来像」と同内容のため省略をさせていただきます。

それから、第3「区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針」、これは、よくいう市街化区域と市街化調整区域、この辺の区分の方針でございます。中野区は、全城市街化区域ですので、中野区としては影響はないということで考えてございます。ただ、これも原則として現在の区域区分には変更はないということで示しております。

それから、第4「主要な都市計画の決定の方針」でございます。

まず(1)「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。ここから以下ですが、アンダーラインを引いてあるところ、これが今回主に改定になった内容をお示ししてございます。この(1)でいいますと、白丸の1つ目でございます。都市再生特別地区などを活用して、ハード・ソフトが一体となった国際競争力の強化につながる都市再生を推進するのだということを述べております。それから、白丸の3つ目ですが、都市計画制度などを活用して高経年マンション、いわゆる古いマンションですね。こういったものの建替えをするのだということを述べております。

それから、(2)「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。白丸の1つ目でございます。都市計画道路網の早期完成に向けて、都市計画道路の整備方針に基づいて、更に今後の方針改定の考え方も踏まえつつ、計画的・効率的に整備を推進すると。また、都県境を越えた広域的なネットワーク、このために都県間の調整を図って、道路橋梁などの整備を推進するといったことも含めております。

それから3ページを見ていただきまして、一番上ですが白丸でございます。下水道管や主要施設の老朽化対策と合わせて、雨水排水能力の増強や耐震性の向上などを効率的に図る再構築を推進すると。近年の異常気象等の対応ということでございます。

それから、(3)「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。白丸の1つ目でございますが、木造住宅密集地域におきましては、「木密地域不燃化10年プロジェクト」と連携いたしまして、防災街区整備事業などによって敷地や建築物の共同化を促進すると。それから白丸の2つ目でございますが、都市再開発にあたっては、地域住民や企業などが主体となったエリアマネジメントの普及を促進し、まちの魅力や防災性を向上するといったことを述べております。

それから(4)「都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。白丸の1つ目でございます。地震、津波、水害などの自然災害に対する防災対応能力を高め、安全な都市を形成して、大規模地震の発生時においても首都としての都市機能や経済活動を維持すると。2つ目が、「不燃化特区」の取り組みとあわせて、東京都建築安全条例に基づく防火規制などを導入して、耐火性の高い建築物へ建替えを促進すると。3つ目といたしましては、「特定整備路線」の整備にあわせまして、沿道の用途地域などを機動的に見直して延焼遮断帯の形成を加速すると。(4)の最後ですが、河川について「中小河川における都の整備方針」に基づきまして、河道の整備とともに、優先度の高い流域から時間最大75ミリ、65ミリの降雨に対応した調節池などの整備を促進するということを述べております。

それから、(5)「都市の低炭素化に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。白丸の1つ目をごらんください。中核拠点や生活拠点などにおきましては、民間都市開発を通じて、最先端の省エネ技術の導入ですとか、地域冷暖房施設などの導入・接続を促進するということを述べております。

それから、(6)でございます。「自然的環境の整備または保全に関する主要な都市計画の決定の方針」ということで、白丸の2つ目でございますけれども、センター・コア再生ゾーン内の都市計画公園・緑地の未供用区域において、民間都市開発と連携して緑地を創出すると、そういったことを述べております。

(7)「都市景観に係る都市計画の決定の方針」でございます。白丸の1つ目でございますが、都市再生の推進を通じて、風格、潤い、にぎわいのある街並み景観を誘導すると、そういったことを示しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。今後の予定でございますけれども、平成26年、今年度10月24日、これが都市計画法第18条の意見照会に対する区から都への回答期限となっております。それから、11月18日には、第207回東京都都市計画審議会にこの内容を付議をいたしまして、同意が得られれば、12月中旬には都市計画決定と告示をすると、そういった予定になっております。

説明は以上でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

## 会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。五味委員、どうぞ。

## 五味委員

ご質問をしたいと思います。53 ページの豊川幹事から発言がありましたが、西武、環七周辺、中野の後ろのほうになりますけれども、中野と弥生町三丁目ですか、これをこの東京都の全体の方針の中で取り上げているわけですが、これは中野区から東京都の都市計画に対して、全体の区の地域の意見だということの中野区から都に申し出たという経緯でございませうか。

## 会長

豊川幹事。

## 豊川参事

今回のこの都が示しております案につきましては、これは事務方として、さまざま東京都と調整をした結果、東京都としてこういったまとめをしたと、そういった経緯でございました。

## 会長

ほかにいかがでしょうか。

今の中野の部分に限らず、それ以外の部分についても、中野区関連の大和町に至る部分は、区からのいろいろな提案に基づいて、都がこのように、文案にまとめてくれた、そういうふうに理解していいですね。豊川幹事。

## 豊川参事

会長がおっしゃるとおりでございます。区のほうから、こういった既に方向性があるから、ぜひとも方針として追加してほしいと、そういった事務方との調整によりまして、このような表現になったということでございます。

## 会長

ありがとうございました。

ほかにご発言いかがでしょうか。

ほかにご質問、ご意見ないようでしたら、この件についてお諮りいたしたいと思います。

諮問文の記の3、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（東京都決定）」についてお諮りいたします。これについては、案のとおり了承し、区から都に回答をお願いするというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

## 会長

ありがとうございました。それでは、そのように区から都に回答するように、区にお願いをするということにいたします。

では、最後の諮問事項の審議に移ります。諮問事項の4について、豊川幹事から説明をお願いします。

### 豊川参事

それでは、諮問事項の4番目ですが、「東京都市計画防災街区整備方針（東京都決定）について」のご説明をいたします。

本件につきましては、先ほど諮問事項の3番目と同様に、これまで去る4月28日の第1回都市計画審議会及び7月25日の第2回都市計画審議会において説明をしておりますけれども、この東京23区の区域におけます防災街区整備方針につきまして、このたびの内容の改定に当たりまして、決定権限があります東京都より東京23区の各区に対しまして改定案に対する意見の照会が来ております。つきましては、本都市計画審議会でのご審議のもとに、東京都に対して中野区より回答をするといった趣旨でございます。

お手元の資料ですが、全部で4種類あります。まず1つ目が、この防災街区整備方針の本冊でございます。ただ、これは実は全てではございません。中野区の関係部分を抽出した抜粋版となっております。それから次に、先ほどと同様ですが、今回A4両面コピー1枚になります。「東京都市計画防災街区整備方針（東京都決定）について」という、概略をお示しをした資料でございます。それから、3つ目が、この「防災街区整備方針（今回の変更予定地区）」という、色塗りの地図でございます。これは以前からお配りをしているものでございます。最後に、東京都から正誤表がまいっております。「防災街区整備方針正誤表」、こういったホチキスどめの資料もございます。全部で資料は4点でございます。不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

今ごらんの、特に最後の正誤表、これは後ほど皆さん方のほうでご修正いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、本日の説明ですが、先ほどと同様に時間の関係もございまして、本件の概略をまとめましたこのA4両面刷りの概略資料、これを中心に説明をいたしたいと思っております。

それでは、このA4判、両面刷りの概略の説明の資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、1番の「改定の背景」でございます。2行目からですが、今回の改定、この防災街区整備方針の改定でございますが、これには、背景といたしましては東日本大震災の発生

ですとか、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト実施方針」の策定、あるいは「大規模災害からの復興に関する法律」などの災害関係の法律の施行ですとか、先ほど説明しました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、こういった整合などの背景も踏まえられているというものでございます。

2 番の「方針の概要」でございます。防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発及び開発整備によって、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定する、そういった内容でございます。これにつきましても、前回、前々回にご説明をしているところでございます。

次に、3 番の「変更箇所」でございます。これも、これまでのご説明と変更はございませんけれども、まず(1)「変更概要」、これは東京 23 区の全体のことをお示しをしておりますが、今回の変更におきましては東京 23 区中 20 区におきまして変更があります。防災再開発促進地区につきましては、18 地区の新規指定がありまして、17 地区で区域の変更がございます。それから防災公共施設につきましては、32 地区におきまして新規の指定をしております。このうち中野区の内訳でございますけれども、防災再開発促進地区につきましては、これは 3 地区の新規指定をしております。それから防災公共施設に関しましては 1 地区を新規指定をしております。

次に、(2)「中野区内の変更」でございます。恐縮ですが、お配りいたしました地図と一緒にごらんいただきたいと存じます。この地図でございます。これは何回もごらんになっていると思えますけれども、これに沿って説明いたしますと、この防災再開発促進地区につきましては、「中野.1」、これは南台地区でございます。これは黒いハッチでございますが、これは既にこれまでも指定をされているところでございます。それから「中野.2」、中野区の中央部ですが、平和の森公園周辺地区、これも現在指定をされているところでございます。「中野.3」、これが赤いところでございますが、大和町地区でございます。これは新規に今回追加をする地区でございます。

追加する背景といたしましては、そこに黒ポチで示しておりますけれども、まず東京都の防災都市づくり推進計画の「重点整備地域」に指定されていること。あわせて、国の「住生活基本計画」における「地震時等に著しく危険な密集市街地」の範囲内にあること。次のページでございますけれども、裏側でございますが、それから東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトの策定に伴う不燃化特区の指定及び補助 227 号線が特定整備路線に選定



されていること。最後に、中野区都市計画マスタープランで示されていること。そういったことが新規追加の背景となっております。

それから、「中野.4」、弥生町地区です。これも地図で赤く示しているところでございます。これも新規追加地区でございます。この追加の背景といたしましては、その4つ示しております。1番から3番までは、「中野.3」と同じ理由でございますけれども、4番目といたしましては、都営川島町アパート跡地を活用した防災まちづくりの動き。そういった、以上4点が、弥生町が新規に追加となった背景となっているということでございます。

最後に、「中野.5」、新井薬師前駅周辺地区、この地図の、ちょっと小さいですが、「中野.5」と赤く示してございますが、これは今回新規追加地区でございます。この新規追加の背景としましては、3つあります。1つ目、2つ目は、「中野.3」、「中野.4」と同じでございますが、3つ目の背景といたしましては、中野区都市計画マスタープラン「西武新宿線連立事業に伴う駅前広場や道路の整備にあわせて、交流拠点にふさわしい商店街の活性化を図る」と、こういった点が今回の新規追加の背景となっております。

それから、②「防災公共施設」でございます。これは、大和町中央通りを新たに指定をするということでございます。背景としては2つございまして、まず1つは、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」における特定整備路線に選定をされたこと。これは現在事業中でございます。もう1つが、防災公共施設の指定の考え方である「沿道及び沿道周辺で防災街区整備事業または都市防災不燃化促進事業が既に導入されている、もしくは将来導入が見込まれている公共施設」、そういった2点がこの大和町中央通りを指定した背景になっているということでございます。

4番、今後の予定でございます。これも先ほどの諮問事項の3番と同様でございますけれども、10月24日が東京都からの意見照会に対する回答期限となっております。それから、11月18日には、第207回東京都都市計画審議会に付議をされまして、同意をいただいたならば、12月中旬には都市計画決定・告示をすると、そういったことでございます。

ここで、この防災街区整備方針の本冊をごらんいただきたいと存じます。

これで、具体的な記載をごらんいただきたいと存じます。めくっていただきますと、下にページ数、102ページと表示されております。先ほど申しましたが、中野区部分だけ抜粋してございましてページ数がこういうことになっておりますが、102と表示されておりますページをごらんいただきたいと存じます。

この102ページの「中野.1」、「中野.2」とありますが、右側の欄の「※中野.3.大和町地

区」、これが今回新たに追加された地区となっております。それ以下につきましては、それぞれ各項目ごとに、今概略を説明いたしました内容が少し詳しく書かれています。

それから、1枚めくっていただきまして、次のページでございますが、引き続き新たに追加された地区をお示しをしております、「※中野. 4. 弥生町地区」、それから「※中野. 5. 新井薬師前駅周辺地区」、これにつきましても、それぞれ先ほど概略を説明したことをかなり詳しく書いております。

それから、さらにめくっていただいて、105 というページをごらんいただきたいと思います。このような図が出てまいります。105 ページ以下は、新規地区、それから既存地区に加えまして、今回変更後の地区についてかなり詳しく範囲をお示しをしているものがございますので、ごらんいただきたく思います。

説明は以上でございますが、ご審議のほどお願いいたします。

#### 会長

ご説明ご苦労さまでした。

ただいまの説明に関するご質問、ご意見等、どなたからでもご発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

宮村委員、どうぞ。

#### 宮村委員

今ご説明いただいた資料で、「大和町中央通り」という言葉と、「補助 227 号線」という 2 つの名前が出てきますけれども、同じものですよ。それがまず 1 つと。

もう 1 つは、間違っていたら違っていたでいいんですけれども、この事業の事業主体はどうなっているんですか。ちょっと都市計画そのものとは関係ないのですが。

以上です。

#### 会長

豊川幹事、どうぞ。

#### 豊川参事

補助 227 号線と大和町中央通り、これは同一の路線でございます。大変失礼いたしました。

それから、この大和町中央通りに関しましては、事業主体は東京都となっております。

#### 会長

ほかにいかがでしょうか。

私から1点。本冊の109ページ、新井薬師周辺の「中野.5」と表示されたものですが、ちょっと駅前広場等、連続立体にあわせて整備することでこの地区が指定されているわけですが、ちょっと線が入り組んでいてわかりにくいんだけど、駅前広場とおっしゃったのはどの辺のことでしょうか。

豊川幹事、どうぞ。

#### 豊川参事

この109ページの図をごらんいただきまして、ちょっとごちゃごちゃしています。まず西武新宿線自体が、現在かなり新井薬師前駅が急カーブになっておりまして、直線のところから、西武線自体が少し上のほうに、カーブが緩くなったような内容が書いてあります。その下に点線で、ちょうど東西に少し太くなった道路が、東西にお示しをさせていただいて、その上側、北側に接続する形で、若干横長の一点鎖線の四角があります。これが、都市決定しています西武新宿線新井薬師前駅の駅前広場と、そういったことでございます。

今回は、この駅前広場、それから周辺地区を中心とした地区を指定するというところでございます。大変失礼いたしました。

#### 会長

ありがとうございました。

ほかに、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

どうぞ、寺崎委員。

#### 寺崎委員

寺崎です。大和町地区の件なのですが、まだまだ詳しいことはわからないんですけども、ここは道路の拡幅と、それからその周辺の不燃化特区というのが今指定されているんですが。これは例えば建て替えとか、そういったことに関しては、法的な緩和措置というのは今後でてくるんですか。それとも、今の法律のままで補助金が出るんですけども、建て替えてくださいということになるのか。ちょっとお聞きしたいんですが。

#### 会長

どなたからお答えになります。豊川幹事。

#### 豊川参事

現在のところは、大和町中央通りを中心に不燃化促進事業の準備をしておりますけれども、今後はまさにこの防災街区、この区域にお示しをした区域においてもそういったものを検討してまいります。

そういった中で、今委員ご指摘の具体的な緩和ですとか、助成策とか、こういったものがあるのか。そういったことはまさに検討すべき課題という認識をしております。

#### 会長

よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。

ほかにご質問、ご意見ないようでしたら、この件についてお諮りいたしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

諮問事項、記の4、「東京都市計画防災街区整備方針の変更（東京都決定）について」お諮りいたします。これについては、案のとおり了承し、区から都に回答をお願いするというところでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### 会長

ありがとうございました。それではそのように区から都に回答するように、区にお願いすることにいたします。

以上をもちまして、諮問のありました記の1～4につきましては、それぞれ区の案のとおりに決したこととしました。

ここで、10分ほど休憩をとります。再開は、3時20分でよろしゅうございましょうか。それではよろしくお願ひいたします。

#### 豊川参事

再開は3時20分でございます。遅れないようにお願いします。

（休憩）

#### 会長

それでは、会議を再開いたします。

この後に報告事項3件ございます。まず、報告事項の1、「中野地区整備に係る都市計画方針変更について」でございますが、これは、前回第3回の議事で質疑があった折に、一部説明が不足の点がございました。

まず、報告事項1のうち、資料の表紙番号1の「中野地区整備に係る都市計画変更（原案）に関する補足説明について」、この説明を受け、その了承をいただいてから、本日の事項の説明にいきたいというふうに思っております。

まず、報告事項1の「中野駅地区整備に係る都市計画方針変更について」、立原幹事から説明をお願いします。

## 立原副参事

それでは、「中野駅地区整備に係る都市計画変更（原案）に関する補足説明について」ご説明させていただきます。説明は、別添資料1と書いておりますA3表裏2枚、4ページの資料をおつくりしてございます。

まず、1番でございますが、よろしいでしょうか。

折り込んだ形で、このような形で入っているものです。

## 会長

各委員、よろしいでしょうか。A4で折り込みのカラー刷りのものです。表題は、「中野駅地区整備に係る都市計画変更について」、10月20日と右肩に書いてあります。よろしゅうございましょうか。それでは、説明に入ってください。

## 立原副参事

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、1番としまして、前回その関係について十分に説明ができなかった各計画根拠になります、数字同士の関係でございます。今回の計画では、開発により駅前広場を利用する歩行者数を下のように推計してございますが、それらの関係というもののご説明でございます。

まず、基本整備計画で前提としておりました48万人という数字ですが、これは、中野駅に4つの駅前広場をつくる計画にしておりますが、その4つの広場の合計の1日利用者数という位置づけでございます。

この駅前広場の利用者数と申しますのは、下に概念図が入れてございます。鉄道利用者及び鉄道を利用しないでバス等で来られる方、あるいは駅前広場に用がある等でそこを通行する方、こういったものを全て含んでの歩行者交通量というものでございます。4つの広場がございますので、それぞれの広場につきましては、この下の四角に入っておりますような配分で将来利用者があるだろうという数字でございます。

それで特に南北通路の幅員を決めておりますピーク時の南北通路利用者と申しますのは、この三丁目駅前広場と新北口駅前広場の利用者のうち南北通路を使う方、これのピーク時の1時間の利用者数ということで、48万人の中に含まれているというものでございます。

あと、右側に参考で入れてございますけれども、将来交通量の算定の仕方としましては、まず左上にありますように、交通量現況、実際カウントしました交通実態に、将来当地区で開発が予定されています想定量を加えまして、将来交通量を出してございます。それに

対して、パーソントリップ調査等からわかります各交通の分担率、あるいは時間別の比率、こういったものを加味しまして、交通手段別、時間帯別の交通量というものを出力しております。その交通量に基づいて、将来計画しております街路網によって配分交通量を算定しまして、各部分の交通量を算定しております。それから、当然ピーク時間につきましてもパーソントリップ調査等から割り出しております。

もう1つ、その各都市施設を決定しておりますサービス水準というものでございますが、サービス水準Aというものを全ての都市施設の幅員について、これを満たすような設計を考えております。サービス水準Aといいますのは互いに影響し合わないで自由に歩ける交通量ということで、1メートル当たり1分間に27人以下の交通となるように幅員を定めているといったようなものでございます。

次に、2ページ目をごらんください。2つ目としまして、非常時の避難経路としての都市施設として、特に南北通路と三丁目広場が機能しているのかというご質問でございました。避難場所として区は、2行目の「※」にあります、「中野区役所一帯」という広域避難場所、避難場所面積は22.3ヘクタールで、避難計画人口は約8.9万人でございます。このうち中央線の南側に広がっております計画人口は約5.5万人でございます。現在は、この南側から中央線を越えて中野区役所一帯に至るには、もみじ山通りと中野通りを通ってくるということになってございます。

計画幅員としまして、避難に必要な復員は合計約15メートルと算定されておまして、もみじ山通りと中野通りで既に一応確保はされてございます。ただし、もう1つ南北通路ができることでルートが分散されると、より望ましい形になると考えております。

それともう1つ、必ずしも災害時に車道も含めて歩けるかというようなこともございますので、その分、またこの南北通路ができるということは非常に重要なことになるという位置づけとして考えられるのではないかと考えてございます。

整備後の避難ルート想定でございますが、南北通路が中野通りの西側にできると、下の図にあります黄色の部分といいますか、中野通りより西側の圏域の方は南北通路をお使いになるだろうと想定してございます。この西側圏域の避難人口が約2万人、これに避難に必要な復員が5.2メートルと算出されておまして、今回の計画は、南側におりる階段及びエスカレーター、合計9メートルの幅員と考えてございますので、避難に関してここに集まって来た方が階段でつかえて滞留してしまうといったようなことはないという結果になってございます。

それでは広場のほうはどうかということでございます。これは右上にあります広場の面積関係の図面とあわせてごらんいただきたいのですが、この広場につきましては、日常のピーク時歩行者交通量からサービス水準を満たすためには600平米が必要だと算定されております。ただし、今回比較的小規模な広場に大きな階段等が出てくる関係から、この階段部分につきましては広場の算定から外するという考えを持ってございます。ですので、上の嵩上げ分及び階段等の面積が約300平米、広場の地上部だけで600平米を確保しようという方針を持ちました関係で、広場敷地は900平米を確保していこうという計画でございます。

都市計画広場としての表記に関しては広場用地と嵩上げ部分の上側の面積を加算して表記するというので、都市計画広場面積としては1,200平米という表記になってございます。当然避難経路としては、先ほど申しましたとおり、災害時におきましても階段及びエスカレーターの幅員が避難必要幅員を上回っておりますので、この広場で滞留が生じることはないと考えてございます。

次、3ページ目でございます。3ページ目では、各新北口広場のデッキ部分でありますとか南口駅前広場も含めて、エスカレーターとエレベーターの位置がよくわからないというご質問がございました。それがわかる図面を用意するというので、上側にはエスカレーターとエレベーターを位置を図示したものを入れてございます。下側には、それらの幅員とその根拠となりますピーク時の歩行流動を南北通路を2万6,000人の方が北側に流れていくときにどのように流れていくと予想されていくかというものを流動図に入れてございます。

それぞれの幅員につきましては表で整理してございます。右上の図面に丸数字で書いてありますが、その丸数字に該当する部分の幅員と、ピーク時歩行者につきましては左の表で整理させていただいております。

補足としまして、上の⑤の動線でございますが、これにつきましては将来区役所・サンプラザ地区が開発されますと、5メートル以上の幅員を持ってつないでいくという予定にしております。現在区役所・サンプラザ地区の再整備の具体的な姿はまだ見えてきてございませんので、ある程度決まった段階で、直接つなげるような動線をさらに加えていきたいと考えてございます。

それと、もう1つ、⑥番の動線なのですが、これは実際に配分交通量としては、ピーク時には少ない流動が出てきております。これは中野駅を中心として、4象限をつなぐとい

う重要なにぎわい回遊動線の一部になってございますので、積極的にピーク時以外にでも、この東西を歩いて、例えば西口から五丁目のほうに行っていただくといったようなことを考えて、ゆとりのある幅員を確保しているというところでございます。

最後に、4ページ目に、特に前回ご質問のありました、「新北口駅前広場のレイアウトがよくわからない」というご質問がありましたので、真上からCGを見た図面を加えさせていただきます。バス等の配置、あるいは中央のタクシー等々はこのような配置で考えております。

それから、右下に「南口駅前広場嵩上げ部イメージ」となりまして、「この辺の取りつけ方とか、千光前通りとの関係がよくわからない」というご質問をいただきましたので、このデッキ、階段、エスカレーター部の下を千光前通りがくぐっていくといったようなことがわかる図面を入れさせていただきました。

補足説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 会長

説明ご苦労さまでした。

ただいまの補足説明、報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

酒井委員。

#### 酒井委員

歩行者の交通量3,900が、内訳ですね。自転車利用者とか、どういった算定をなさっているのでしょうか。お願いします。

#### 立原副参事

それぞれ、自動車、バス、自転車についても算定してございます。

#### 酒井委員

それから、よろしいでしょうか。ちょっとお願いがございまして、日本語統一をちょっとお願いしたいのですが。

1つは、「西口広場」という用語と、「中野三丁目駅前広場」という用語が併記されていまして、片方しか使っていない場面とか、ちょっといろいろございまして、読んでいてちょっと混乱を生じたので、できたらどちらかに統一をお願いしたいです。

#### 会長

これは、ご要望ということでよろしいわけですか。



**立原副参事**

そのようにしたいと思います。

**会長**

ほかの点、いかがでしょうか。村木委員、どうぞ。

**村木委員**

済みません、確認ですけれども、この広場の利用者の48万人、これはP Tのデータをもとに出されていると考えでよろしいですか。

**会長**

立原幹事。

**立原副参事**

48万人につきましては、先ほどもちょっと説明しましたが、交通量の現況に、今後この地区で行われる開発、これを大規模マニュアル等から開発による発生集中交通量を加えているということでございます。

**村木委員**

わかりました。だったら結構です。ありがとうございました。

**会長**

ほかはいかがでしょうか。萩原委員、どうぞ。

**萩原委員**

南口駅前広場という4ページのイメージ図を見たのですが、これは住民説明会とかもいろいろあったようですけれども、いわゆる屋根をつけてもらいたいというような話もあったようです。実際、高層ビルが風の吹きおろしによって歩行者が危険になるというのは最近の台風等でも現実的にごらんになってご承知だと思っておりますけれども、こういう風洞実験だとか、風圧が普通の上空の風が吹きおろしによって3倍ぐらいになるというのは風洞実験データでもご存知だと思っております。そうすると、ちょっとした10メートルぐらいの風が吹きおろしで30メートルの風になったらとても歩行者は安全に歩けないということが生じてくると思うんです。その辺のイメージというのは、風害とかそういうものも検討された上で、こんなような絵になっているのか、ちょっとお答え願います。

**会長**

立原幹事。

**立原副参事**

まず、私のほうからは、屋根のことでございます。一応パース図の中にはシェルターのようなものを描いてございますが、具体的な設計についてはこれからでございますので、濡れないで駅前広場界わいを歩けるような形で検討していきたいと考えてございます。

**会長**

宇佐美幹事、どうぞ。

**宇佐美副参事**

二丁目の再開発のほうは、準備組合のほうで、風洞実験等検討を行っています。それをもとに、通常ひさしをつくるとか、あるいは木を植えるとか、そういう対応を今後やっていきます。

**会長**

今後の問題ということですね。

ほかの点、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかはないようでしたら、これをもちまして、本件に関する補足説明についてはご了承いただいたということにしたいと思います。

それでは、改めて、本日の報告事項の1番、中野駅地区整備に係る都市計画変更についてご説明をお願いします。

立原幹事から、まず、資料の確認からしてください。

**立原副参事**

資料でございますが、2番としました「区民説明会の実施について」、別添資料の2ということで、A4版2枚をホチキスでとめた資料がございます。別添資料2でございます。よろしいでしょうか。

**会長**

別添資料2はございますか。ほかには。

**立原副参事**

それと、もう1つ、後ほどご説明します3番「都市計画原案から案への修正の考え方」として、赤い色の図が入ってございます1枚、別添資料3がございます。

**会長**

資料は、別添資料2と3の2種類。

**立原副参事**

そうです。以上でございます。

## 会長

各委員、よろしゅうございましょうか。それでは、説明をお願いします。

## 立原副参事

それでは、「中野駅地区整備に係る都市計画原案説明会の開催状況について」、ご報告いたします。

開催概要でございます。平成26年8月29日金曜日、午後7時から庁舎におきまして説明会を開催させていただいております。当日の説明資料につきましては、前回8月26日の当審議会にお諮りした資料とほぼ同等の資料によってご説明してございます。参会者につきましては、40名の参加をいただきました。説明項目につきましては以下の3つでございますが、まず①として最初に中野駅周辺地区の都市計画について。中野駅周辺地区全体のまちづくりについてのご説明をしてございます。それと、②番としまして中野駅地区整備に係る都市計画変更（原案）についてということで、前回の当審議会において説明させていただいた原案の説明をしてございます。③としまして中野駅南口地区まちづくりの関連都市計画について、これも前回の当審議会におきまして報告した内容についての説明をしてございます。

2番として、主な意見・質問とそれに対する区の回答をまとめてございますが、多少細かくなっておりますので、主要なご質問や意見だけ紹介させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の3番でございます。「嵩上げデッキで、演奏やカフェ等がやれるようにしてほしい」というご要望がございました。これについては、「道路法に基づいた管理でするので、できることとできないことがございますが、現在国も道路の管理については柔軟な姿勢を示してきておりますので検討していきたい」というお答えをしてございます。

4番、「自転車が線路の南北を横断できる場所は中野通りと高円寺側のガード下しかなく、できれば今からでも自転車で横断できる道をつくっていただきたい」というご意見・要望がございました。これについては、「確かに限られておりますが、将来新北口の駅前広場、バスターミナルができれば、現在中野通りのガード下にあるバス停がそこに移動してなくなるので、その分歩道等を広げて通行しやすくすることを検討しています」というご回答をしました。これにつきましては、引き続き検討課題と捉えて検討していきたいと考えてございます。

2ページ目にいきまして、7番でございます。「中野四丁目にある広域避難所の避難圏域

が鉄道の南側に広がっており、南北をつなぐ避難動線の確保が必要である」。前回の審議会でも質問されたことをごさいます。これにつきましては、先ほど補足説明でご説明したとおりのことをご説明いたしました。

8 番でございます。駅ビルについての規模についてのご質問がございました。これについては、「これから設計に入る段階ですので明確にはお答えできません」とお断りした上で、現在我々が想定しておりますおおむねの規模等のご回答をさせていただきます。

3 ページ目、(2)にまいりまして、中野駅南口地区関連のご質問でございます。これにつきましては、比較的具体的なでき上がりのイメージ等の質問が多かったというふうにごさいます。区からの回答としましては、主要区画道路の幅員に関しては、現在考えております幅員等のご説明をしております。建物につきましては、先ほどの駅ビルと同様にこれから設計に入るということで、こちらのほうもそういったこととお断りした上で、想定される用途でありますとか、おおむねの規模、高さ、階数等の想定している規模をお答えしたところでございます。

最後に、その他の説明でございますが、これは関連するご質問ということでお読み取りいただければというように考えてございます。

ここまでが、原案についての区民説明会の実施についてのご報告でございます。

進んでよろしいでしょうか。

では、3 番としまして、「都市計画原案から案への変更の考え方」ということで、別添資料の3 番でございます。そちらの赤い図面でございます。住民説明会を経まして、原案につきましては都市計画案へと今後は進めさせていただきたいと考えております。その際に、若干の修正を加える予定としてございます。

まず、上の図面でございますが、これは、図面表記の表現の修正のみでございます。西側南北通路につきましては、立体都市計画ということで、これに断面図をおつけする予定ではございますが、平面図からもその立体都市計画の範囲がわかるようにすべきということがございまして、この網がけをした部分が立体都市計画の範囲という表記を加えてございます。

それから、南口駅前広場でございますが、これは、右上の先ほど嵩上げ部と呼んでおりましたエレベーターとエスカレーター、階段の部分でございます。従来北側にエスカレーター、南側に階段という、原案ではそういう配置で考えてございましたが、スムーズな流動ということをご考慮した上で、案のほうでは南側にエスカレーター、北側に階段ということ

に逆転させております。それによって、微妙な形状の変更が入るところでございます。

次に、今後の予定でございます。頭紙のほうにお戻りいただきたいと思っております。4番、「今後の予定について」。平成26年11月下旬につきましては、都市計画案に係る説明会を再度行う予定にしております。そして、12月上旬、都市計画案の公告・縦覧、意見書の受け付け等の予定でございます。年が明けまして1月中旬に、当審議会におきまして、諮問・答申をさせていただきたいというふうに考えてございます。それを踏まえまして、3月に都市計画決定・告示と、このような予定で進ませていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 会長

説明ご苦労さまでした。

以上の報告につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、どなたからでもご発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

萩原委員、どうぞ。

#### 萩原委員

たびたび済みませんが、計画そのものは都市計画ということでわかるのですが、問題は、こういう都市計画の整備の実際と財政との関係ということについてちょっと教えていただきたいのです。

こういう都市計画というのは、当然国と区の負担によりまして整備がなされるわけですが、問題はこの整備のスケジュールとか、そういうものを見ますと、東京オリンピックの整備はあと6年後ですかね。それと非常に近いことになっている。現在も、建設工事自体は、人手不足、技術者不足、単価の上昇ということが見られるということはおわかりだと思いますが。その辺の財政が、区としてもどういうふうな計画になっておるのか。

結局、そういうものが年次計画で予算を立てて、それで進めていくことになろうかと思っております。そういうことについて、実施していった場合、区財政に及ぼす影響ということで。先日この辺でちょっとお話したのは、景気がよくなって、人も集まって、非常にバラ色の答弁等のお話があったと思っております。そうなれば非常に結構なのですけれども、もしその辺がそうでなかった場合においてはどうするのか。

例えば、今中野区で、他の一般の区で実施しているような事業というものが、中野区ではどういう事情か知りませんが行っていないものがあるのではないかと思いますの

で。そういうふうな負担で、住民として、非常にこういうことがどんどん進められていった場合においては心配していると。

一度つくってしまえば、維持管理だとか、そういう維持・保全というのは、エレベーター、エスカレーターもあったり、駅前でやめるわけにはいかなということになるろうかと思えますので。その辺非常に財政規律の問題、そういう問題を心配しているのですけれども、区の方々はどのようなご意見なのか、ちょっと参考にお聞かせ願いたいです。

## 会長

これにつきましては、長田室長から。

## 長田都市政策推進室長

この都市計画に関する技術的な審査を承るという場であるわけでございますので、関連する事項ということで、あえてご質問いただいたというふうに認識をしております。

中野区といたしましては、中野区が目指す将来像、まちづくりの将来像を実現することについて、あらゆる資源をそこに結集をしていくという考え方が基本でございます。今まで住宅都市として生成発展してまいりましたけれども、新たに必要とする都市機能を拡充するというのが、現在のまちづくりにおいては至上命題だというふうに考えてございます。むしろ、他の地域にある都市機能、都市施設で中野区にないものをこれから一生懸命、中野区民のために構築をしていく。中野区民の生活の安全、安心、利便性の向上というために構築をしていかなければならないと、そういう使命を持っているというふうに考えてございます。

予算ないし財政規律、それから財政フレームといったことに関しましては、長期的な観点で長期計画の策定をしながら、そちらのほうも都市の財政状況ということ全体としては構想するという考え方が1つございます。現時点では、10カ年計画の第二次の長期計画の内容、それをまさに改定をするという時期にございますが、第二次の長期計画の内容で財政フレームについても一応目安を持っているということがまず1点ございます。改定をするに当たっても、同じく長期的な視点での財政フレームも検討していくというのが、都市行政の中での必要なことだというふうに考えてございます。

それ以外に、具体的には単年度ごとの予算編成ということで、ご心配いただいておりますとおり、区民の皆様からいただきました区民税、一般財源をどのようにきちんと確保し、これを必要なサービスに展開をしていくかという、財政規律の確立ということも大変重い課題でございますので、毎年度毎年度の予算編成において、特定財源を限りなく確保する

という基本姿勢のもとに、一般財源についても使途については十分吟味をしていきたいというのが、区の考え方でございます。

#### 会長

よろしゅうございましょうか。

ほかの点、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。よろしゅうございますか。白井委員、どうぞ。

#### 白井委員

確認なんですけれども、南口と新南口をつなぐ、いわゆるデッキのようなものというのは一時ご検討されていたのですけれども、今回のパース図にも示されていないんですが、地上部の移動しか考えていないのかというのが1点と。

もう1点。その他の意見のところの3番で書いてあるんですけれども、「区役所・サンプラザの再整備」、この「竣工というのはいつか」という質問に対して、「平成36年度をめど」と書いているんですけれども、竣工では遅いので、計画案、素案、立体開発のほうですね。これはいつごろ示されるのか。

先ほどご説明いただいた新北口の駅前広場との連動の仕方によっては、その通路と、こんなお話もしていただいたところなんですけれども、これも着工までには遅いでしょう。いわゆる計画案を示した上で、駅前広場のほうと連動できるようなタイミング、期間がある程度必要だと思うんですけれども、何年ぐらいまでに、サンプラ区役所一体再開発についての案を作成するめどは。

また、それを反映させた上での駅前広場の計画、実施設計の細かい部分になってくるでしょう。反映させるタイミングはいつごろになるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

#### 会長

立原幹事。

#### 立原副参事

私のほうからは、三丁目広場と今の南口広場をつなぐ立体路線、中野通りをまたぐ路線についてお答えいたします。グランドデザインでも一応位置づけてございまして、長期的には利用象限は全て立体路線で結んでいきたいと考えてございます。これに関してはいろいろ現段階ではどこをどういうふうに通すのかとかいったようなところがまだ明確に見えていないということもありまして、第二期整備では多分これはまだ将来系という形で考えさせていただきたいというふうに考えてございます。

さらに、東側にも南北通路というのは構想としては考えてございますので、条件等が煮詰まってきた段階で、また計画として検討させていただきたいと考えてございます。

#### 会長

次に、第二のサンプラとの一体整備の件、どうぞ。

#### 石井副参事

それでは、区役所・サンプラザ地区についてでございます。区役所・サンプラザ地区の再整備基本構想につきましては、今年度6月に策定をいたしました。その中で、今後の予定ということで示してございますのは、今年度、26年度、27年度にかけまして事業構築の段階、28年度以降を事業実施の段階ということで記載をしてございます。

実際再整備ということの中では、説明会の回答・見解というところにあるとおりでございまして、新北口駅前広場との一体的整備ということが関係してございます。この説明会のときに示した、新北口駅前広場の整備の状況ということが、平成36年度を目途としているということでございましたので、あわせて一体で整備をしていくというようなことの中では、区役所・サンプラザ地区についても、平成36年度を目途に検討しているというところでございます。

これから、27年度末には、再整備の実施方針といったもので、より具体的実施の内容を記載したものを策定していきたいというふうに思っております。そうした中で今後のより具体的整備の内容について明らかにしていきたいというふうに考えてございます。

#### 会長

どうぞ、白井委員。

#### 白井委員

今のお話だと、36年度に、そうするとまず区役所・サンプラザ、それから、新北口駅前の、両方竣工と言っていいんですかね。建設といいますか、再整備が始まるという感じなんでしょうか。両方案が見えてきて、この連動したものになるのはいつごろという形でいいんですかね。

#### 会長

石井幹事。

#### 石井副参事

今冒頭で申し上げましたとおり、平成27年度末を目途に再整備の実施方針をつくってまいりますので、そのときには、実際の整備のスケジュールですとか、この新北口駅前広場



との一体整備の考え方、そのあたりを明らかにするというふうに考えております。

#### 会長

今のは、27年度に再整備の計画をつくると。いつ竣工するかと言われると、36年あたりだろうと、そんなところですかね。

ほかの点はいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご質問、ご意見がないようでしたら、本件の報告は了承ということにさせていただきますと思います。

続きまして、本日の報告事項の2「中野駅南口地区まちづくりについて」、宇佐美幹事から説明をお願いします。どうぞ。

#### 宇佐美副参事

最初に資料の確認をさせていただきます。「中野駅南口地区まちづくりについて」、1枚目です。それから、2枚目が別紙1で「中野駅南口地区まちづくり方針」、別紙2で、A3両面コピーになっています。「中野駅南口地区地区計画案の概要について」、別紙3で、同じくA3の両面コピーになっています。「中野駅南口地区関連都市計画の概要について」、さらに、本日配付しました「中野駅南口地区まちづくりについて原案、素案からの修正点」というカラーのものがございます。よろしいでしょうか。

#### 会長

全部で何点ですか。

#### 宇佐美副参事

全部で、1枚目を入れまして5枚あります。資料としては、全部で5点。

#### 会長

5点。

#### 宇佐美副参事

表紙と、それから別紙1の方針、それから都市計画の関連のものが2枚、最後にパワーポイントのカラーの分ですね。

#### 会長

A3の紙は、別紙2と別紙3と2枚ありますね。それを、1つ1つ勘定して5点だということですね。よろしいでしょうか。

#### 宇佐美副参事

最初に、中野区南口地区まちづくり方針について、別紙1をごらんください。小冊子で

す。これにつきましては、7月の本審議会で素案、それから、前回の8月の審議会で案という形で説明させていただいております。今回、案をつくるに当たりまして、1点だけ修正点がございます。31ページをあけてください。

31ページに平面図が載っているかと思えます。この一番上に「デッキ」という表現の、ちょっと頭が出っ張ったところがございます。これは、先ほど立原が説明しましたが、嵩上げの変更、これに伴うものです。それから、前回宮村委員からご指摘がありました、「このデッキと再開発側の接続部分がちょっとはっきりしない」というご指摘がありましたけれども、その部分をちょうどデッキの「キ」の部分から右のほうへ斜めの線が入っておりますけれども、この部分が修正した部分です。

これに関連しまして、21ページ、「都市基盤施設の配置(図5-2)」というのがあります。これに先ほどデッキの頭の部分がちょっと出っ張っているんですけども、その部分については道路区域に入れる必要がありますので、その部分を修正しております。

ですから、案になった関係で修正した部分は、先ほどの31ページのデッキの形状の部分です。以上です。

引き続きまして、別紙3の都市計画関係について、パワーポイントを使って説明をさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましても、前回の審議会で地区計画の原案、それから、関連都市計画の素案ということで説明をさせていただきました。今回は、そこから原案、ないしは素案から修正になった部分について説明をさせていただきます。

まず、全体にかかわる部分ですけども、地区計画の原案、まず最初ですけども、先ほどの嵩上げ部分、頭がちょっと出っ張りましたけれども、その部分を図面上変更しています。この絵柄というのは、今後出てきます地区計画ないしは関連としては全部共通のものになります。

地区計画の下の方に、名称から5番のほうの「区域の整備・開発及び保全に関する方針」については変更はございません。地区整備関係ですけども、ここは8月26日の審議会のときに、東京都と都の関係機関と協議した結果であるとか、精査した結果の変更が主な点になります。

まず道路関係です。主要区画道路の東側の南北道路です。それから区画道路の1号、一番北側。続いて、区画道路2号、ちょうど真ん中の東西方向のものです。これの延長は、精査の結果280メートルから270メートル。それから、区画道路1号は90メートルから

70メートル、それから、区画道路は110メートルから100メートルになっております。

次に地区施設のうちに歩行者通路の2・3・4号です。2号につきましては延長の変更です。3号、4号は、一緒にして3号という形に統一しました。それから、4号につきましては、新たに新設の路線を入れました。これを図面で説明させていただきます。

まず、2号ですけれども、右側の図面で一番右下になります。これが、延長が25から20メートルです。それから、上にいきまして、歩行者通路です。3号、4号というのは、今示しているのは、ちょうど隠れるようになっています。連続しているんですけれども、当初は3号、4号とって別の名称を入れましたけれども、一体のもので3号ということで統一して、延長については110メートルということで、両方の数字を足してごさいます。4号というものは、ちょうどビルの間を通る歩行者動線になるのですけれども、これはまちづくり方針の中で示しているのですが、都と調整との結果、やはり地区施設としてやるべきだろうということで、新たに歩行者道路4号という形で掲載していただいております。

次に、建物関係になりますけれども、ここは文言の修正ということで、左側が当初、それから右側のほうが修正になります。「計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない」という表現だったものを「道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画図で表示する数値以下とする」。数字が下に4メートル、あるいは南のほうですと1メートルとか書いてございます。こういう文言に変えてございます。

ここから、関連都市計画ということで、まず用途地域。これは東京都決定であります。非常に細かいのですけれども、ちょっと右の図面を見ていただくと、ここはちょうど大久保通りと中野通りが交差する、中野五差路といった交差点になります。大久保通りが中野通りにぶつかるときに非常にカーブの強いところになります。道路の中心線が、いわゆるカーブになっていたりして見通し線が直線になっています。ちょうど今「4」と書いてございますその部分がちょうど近隣商業が400だったんですけれども、都のほうでいろいろ調査した結果、この区分は道路の中心線より北側ということで、改めてここは商業を600にするということで調整しましたので、こういう形です。面積にして420平米、表示は0.0ヘクタールになりますけれども、こういう形で図面を修正させていただいております。

次に、高度利用地区なんですけれども、当初まず市街地再開発事業という書き方をしたんですけれども、今回の正式名称は「中野二丁目地区第一種市街地再開発事業」です。正式名称に合わせてあります。面積のほうは、当初道路部分も入れていましたけれども、市

街地再開発事業と同じ平米にするということで、面積は1.3から1.0ヘクタールに修正しております。

市街地再開発事業のほうなのですが、ここに書いてございますように、左のほうが当初になって、修正のほうが右の部分になります。右のほうは、例えば、都心近接地というような言葉を入れて、少し内容を充実させています。数値的には精度が少し上がってきまして、敷地面積1万平米というのが約1万30平米、高さの制限としましては、数字は変わらないのですが、どこを基準にするかということで、GLでTP、東京湾中等潮位プラス39メートルという具体的な数字を入れさせてもらっています。それから、整備計画、これについては先ほどの壁面の部分、同じように言葉を修正しています。それから、住宅の戸数なのですが、400だったものを準備組合のほうでデベ選等が進んでいまして、440という数字に修正しております。あわせて面積も4万4,000から4万3,900平米ということで修正をしております。

次に、区画整理事業なのですが、また駅前立地を生かしたという部分ですね、「とともに、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な」。さらに下の欄で、「商業・業務・都市型住宅等の」のように具体的な中身を書き加えております。下のほうで、南口駅前広場というふうになっているのですが、都市計画の段階ですので、今後は「中野区画街路第5号線」というのが正式名称になりますので、この名称に変えてございます。それから、右側のほうも、南口駅前広場という部分を「交通広場」というような正式名称に変えてございます。次の区画道路というのは、冒頭で申し上げました道路関係で修正した中身と同じです。それから一番下は「地区計画」と書いてあったのですが、ここを正式名称で「中野駅南口地区地区計画」というような正式名称を入れさせていただいております。

防火・準防火につきましては、「土地利用」という表現があったのですが、防火ですので「都市防災」という言葉を加えさせていただいております。

それから、最後、高度地区です。ここも、「市街地環境」という言葉を入れさせていただいております。これは、先ほど用途地域のところで示したのと同じです。ここの地区が、一部「中央四丁目」が入っています。ですから、中央四丁目を追加させていただいております。

それでは、表側のほうにちょっと戻っていただきまして、3番について説明をさせていただきます。中野駅南口地区計画の決定に係る都市計画手続きについてであります。

地区計画の原案につきましては、法律の規定によりまして、地権者の方、具体的には土

地の所有者です。利害関係者ということで、例えば登記簿で賃借権が設定された方、そういう方に対して個別に案内を差し上げまして説明会を行っています。これが9月17日です。翌18日に、原案の公告。それから、9月19日から10月3日の間が原案の縦覧を行っています。意見書については1通出ています。

今後の予定なのですが、地区計画、それから先ほど説明した関連都市計画を含めまして、駅地区と同じように11月の下旬が説明会、さらに縦覧。年を明けて都市計画審議会のほうに諮問・答申。3月には都市計画決定・告示と、そういう流れになります。

南口地区につきましては以上です。

#### 会長

ご説明ご苦労さまでした。

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

宮村委員、どうぞ。

#### 宮村委員

ご説明ありがとうございました。今の説明の中で、意見書が1通とお話があったんですけども、その概要なり、それから、それに対するという見解というのは特に資料がないようですので、口頭でもいいですから教えてください。

#### 会長

宇佐美幹事。

#### 宇佐美副参事

地区計画の原案に対する意見書というのは、審議会のほうに文書として出す形になっていませんので、簡単に言えば、1つは南口地区の中で、「土地利用方針で定めたところについてはちょっと具体性がないですね」というようなお話ですとか、逆に再開発事業についてはかなりもっと先いった具体的な提案というのもですか、そういうものがありました。どちらかという、意見書というか、提案、あるいは質問みたいな形の内容でした。

#### 会長

よろしいですか。今の意見書のところは、地区計画に対する意見書と都市計画の案との関係がちょっと、説明を前にしないと今の答弁がよくわからない。

#### 宇佐美副参事

都市計画の原案というのは、都市計画法16条に基づく形でやるんですけども、当然意

見書の提出はできるんですが、地権者に限ってということもあって。それは、地区計画をつくるための説明会という位置づけになっていますので、それを審議会のほうに報告しなくていいと。今後、11月下旬か12月に予定しています17条縦覧、これに対しては当然意見書が出るわけです。一緒に意見書として、この区の見解も含めて報告する形になります。

#### 会長

今のお話でよろしいと思いますが。地区計画というのは、いわば地権者のつくられる計画というか、地権者からの意見を聴取したのが先ほどのご説明のとおりだと。都市計画の案としての縦覧は、また次の段階でこの場にお諮りすると、そういう意味ですね。

#### 宇佐美副参事

会長のおっしゃるとおりで、次の段階でやります。

#### 会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。森委員、どうぞ。

#### 森委員

ご説明ありがとうございました。本日配付されたほうの資料の9ページのところで、市街地再開発事業というところで、住宅建設の目標が書かれていて、これが400戸から440戸にふえているという一方で、面積のほうが若干減っているという、この辺の関係がよくわからないのでご説明いただけますでしょうか。

#### 会長

宇佐美幹事。

#### 宇佐美副参事

左右の数字を見ていただきますと、左のほうは敷地面積が約1万とかなりラウンドな数字で出したのですけれども、その後検討が進みまして、またデベ選定等、ヒアリングを準備組合がやっているのですけれども、その中から具体的な数字が少し出てきたと、そういうところですよ。

例えば、今面積で4万4,000平米というのが4万3,900平米と100平米減っているのではないかというお話がありましたけれども、デベ選定、例えば数字を2桁でとるか3桁でとるかという話で。それから、住宅がふえても1戸あたりの戸数の面積を減らせば、トータルとしては合ってきますので、一般的に戸数がふえる傾向にあるというのは、再開発の一般的な傾向です。

## 会長

森委員、どうぞ。

## 森委員

その面積のところ、1戸あたりの面積のところの話が気になるんですね。要するに、ファミリー向け住宅をふやしていくという方針があるのであれば、ある程度の広さを確保していないといけないというところもあるかと思うんですが、その点については、この400から440というところで、考え方の変更があったのかどうかご説明ください。

## 宇佐美副参事

詳細の面積は、基本的には、この部分というのはファミリータイプを想定して、準備組合のほうでやっています。

## 会長

ほかの点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全般的に、地区計画にしても、あるいは再開発事業区画整理にしても、事業内容の精査が進んだということでしょうかね。

## 宇佐美副参事

そうですね。前回8月26日の段階では、まだ東京都との協議も、駅前広場の嵩上げも含めて、まだ完全に終わっていませんでしたので。それから、準備組合のほうはデベヒアリング等をやっていますので、この一月ちょっとの間に内容が少し変わったといいますか。それから、あと精査です。数値的なものの確認を再度やっていたので、そういうものをあわせて修正という形できょうは説明させていただきました。

## 会長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにないようでしたら、本件の報告事項につきましては了承ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項の3、最後になりますが、「中野三丁目地区まちづくりについて」、宇佐美幹事から説明をお願いします。

## 宇佐美副参事

最初に資料の確認をさせていただきます。表紙が「中野三丁目まちづくりについて」ということです。2枚目は、別紙資料ということで、A3のカラー版で、左に図面が入ったものが入っているかと思います。2枚目です。折り込みになっているかと思うので、広げ

ていただきたいと思います。次に、別紙の2ということで、「中野三丁目土地区画整理事業の概要について」ということで、白黒のA4番のものが入っていると思います。それから、先ほどパワーポイントで説明した最後の3ページほどになりますけれども、中野三丁目につきまして、パワーポイントで説明しますので、そのペーパーにしたものが入っております。

## 会長

資料はよろしゅうございましょうか。最初のは、表紙と別紙1、別紙2までがクリップでとめてありますね。それ以外に、先ほどのパワーポイント説明の後半を使うということですね。よろしいでしょうか。

それでは、説明をお願いします。

## 宇佐美副参事

前回の8月の審議会のときに、ここに書いてあります西側南北通路、図面の一番上ですけども、これと、それから南側の中野三丁目駅前広場の説明を立原のほうから説明させていただきました。その際に、駅前広場を含む西側約1.0ヘクタールについては、土地区画整理事業で実施しますという説明をさせていただきました。今日は、まず三丁目のまちづくりの基本的な考え方と、あわせて三丁目の区画整理の概要について説明をさせていただきます。

図面をもう一度見ていただきますと、上のほうに西側南北通路、その右側に橋上駅舎というのがございます。西側南北通路の南側に中野三丁目駅前広場、ランドデザイン Ver. 3で言っている言葉です。右下のほうに凡例がございますけれども、青で囲った部分がまちづくりの検討範囲ということです。次に、赤の枠で囲って黄色で着色した部分です。中野三丁目駅前広場から左の桃丘小学校跡地です。この黄色い部分、これをメイン的なまちづくりとして、土地開発事業の事業化を図っていくと。もう1つピンクの部分になりますけれども、地区計画でいう歩道空間を創出する誘導型のまちづくりを進めていく。具体的に申しますと、建て替えのときにセットバックしていただいた見返りに、例えば道路斜線をなくすとか、容積率をアップするとか、街並み誘導型地区計画という言い方をしていますけれども、そういうものを想定しております。

これが土地区画整理事業の概要の案ですけども、名称は「中野三丁目土地区画整理事業」と、施行の予定区域は中野三丁目地内です。施行面積は、先ほど来言っておりますけれども1ヘクタール。整備すべき公共施設としては、駅前広場。先ほどご質問がありまし



たけれども、「中野駅西口広場」というのが正式名称になると思いますので、これを括弧で入れてございます。それから、図面にはないのですけれども、当然、区画整理をやると、中に区画道路を整備していきますので、区画道路ということにしています。

それからもう1つ、この施行については公共施行、区画整理についてはご存知のことと思いますけれども、公共施行と民間施行の2つがございます。ここでは公共施行でやるということを考えております。公共施行につきましては、区画整理法でここでできるとすれば、中野区ないしはUR都市機構ということで。今回、だんだん話が進んでまいりましたので、UR都市機構のほうで施行を行っていただきたいということで、施行要請を今月内に行う予定になっています。

説明は以上です。

#### **会長**

説明ご苦労さまでした。

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもご発言をお願いします。いかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

#### **松本委員**

今の説明のときに、区画整理についてはわかったのですが、それ以外のピンク色のところですね。誘導型まちづくりの検討範囲というところなのですが、今後どういうふうな形で進めていくのか、少し教えていただきたいのですが。

#### **会長**

宇佐美幹事。

#### **宇佐美副参事**

まちづくり誘導型地区計画という言い方をさせていただいておりますけれども、まずは、今まではここに商店街、桃園通り、レンガ坂という商店街がございます。この方たちと一昨年来こういう概要ができるごとに情報提供をしています。また、今後勉強会という形で、もう少し地区計画の中身を勉強して、さらにその先に検討会とかステップを踏みながら進めていきたいと考えております。

#### **会長**

ほかのご質問、ご意見いかがでしょうか。萩原委員、どうぞ。

#### **萩原委員**

ちょっと教えてもらえますか。今、この地区というのは、非常に人通りが多い場所で、それから、いろいろな交通ですか。車、自転車、非常に現時点でも相当な人が出入りしているはずなのですが、その辺のまず数字的なものと、道路の幅員の現況がどうであるとか。

それから、この駅前広場ができることによって、先ほどちょっと数字で何人ぐらいがここを利用するかというふうな説明もありましたが。その辺の具体的な現地の状況、人通り、それから、現況の幅員。その状況が将来的にこの南北通路、三丁目駅前広場ができたときに、どういうふうな将来見通しになるのか、その辺を再度教えてください。

#### 会長

宇佐美幹事。

#### 宇佐美副参事

現況ですけれども、桃園通りというのが現在6メートル、それからレンガ坂が4メートル弱です。桃園通りは、先ほどの五差路から一方通行で上がってきて、車が線路にぶつかって左右に分かれています。五差路が、この夏まで中野通りに右折できないので、どうしても桃園通りを上がって、その線路沿通りを右折して中野通りに出ると、そういう流れになっていました。8月以降、普通の乗用車も曲がれるようになりましたので、荒っぽい話ですが、抜本的にはまず自動車交通量は減ると。

それから、線路沿いで現行は、今線路沿通りと書いてあるその辺が約7メートル、その西側は学校のあたりで8~9メートル程度です。通常区画整理の場合、規則で決まっています、商業地については、区画道路は8メートル。それから住宅地では6メートルというのが、基本的原則になります。現在、検討していますのは、基本的には8メートルをベースに区画道路を入れると考えています。それから、桃園通りにつきましては現行6メートルですので、先ほど申しました地区計画の改定で、例えば両側に1メートルずつセットバックしていただいて8メートルと、そのようなことを考えております。

#### 会長

よろしゅうございましょうか。どうぞ、萩原委員。

#### 萩原委員

ちょっと補足。現在の時間当たりの通行人の数だとか、そういうものは、現地調査や何かを把握されているのかどうかということが1つと。

それから、この駅前広場ができた後の、利用人員は当然ふえると予想されます。その辺の見通しだとか、そういうものの内容を含めてこのまちづくりができるはずだと思います。

その辺を教えてください。

**会長**

立原幹事からお答えですか。立原幹事。

**立原副参事**

まず、三丁目付近の交通量でございますけれども、平日の12時間の歩行者交通のデータがございます。桃園通りと線路際の通りがぶつかる場所がございますが、線路際のところ、おおむね桃園通りの西側が12時間計7,000人。右側が9,400人以上となっております。桃園通り自身は、場所によっても多少異なりますが4,000から5,000強と、12時間交通ではそのようになってございます。

**会長**

どうぞ。萩原委員。

**萩原委員**

質問に答えられていないのは、この駅前広場の完成後、利用人員がどうなる見通しなのかなという。

**会長**

立原幹事。

**立原副参事**

先ほどの補足説明資料に、駅前広場利用者の想定が書いてございます。まず、1ページ目のほうをご覧ください。

**会長**

どの資料か、ちょっと皆さんに示してください。

**立原副参事**

先ほどの補足説明の、A3の2枚、表裏になっている、別添資料1と右肩に書いてあるものでございます。

それに記載してございますが、三丁目駅前広場、都市計画では西口広場になりますが、将来この広場利用者が1日あたり5.5万人。ここへアクセスする方は、その程度の交通量を想定してございます。

それから、ピーク時につきましては、広場算定根拠としまして2ページでございますが、ピーク時8時台でございますけれども、1時間に5,000人の利用者があるという算定結果になってございます。

## 会長

よろしゅうございますか。萩原委員。

## 萩原委員

最後にちょっと。1時間に5,000人の利用者ということだと、先ほどの交通状況でどのぐらいの幅員がいるとかいうのは何か資料ありましたよね。その辺に当てはめると、どのぐらい幅員を最終的に想定されるのですか。

## 会長

今の幅員とご質問のあったのは、どの道路ですか。

## 萩原委員

ピーク時5,000人というふうな幅員。南北道路、いわゆるメインのアクセスですね、道路。

## 会長

桃園通りのことですか。

## 萩原委員

動線からいって、いろいろな動線があると思うのですが、桃園通りに分かれるのかということ。それから、線路沿いに行くのかという話と、その辺の数字がどういうふうなことからかという。

## 会長

立原幹事。

## 立原副参事

この5,000人につきましては、いろいろな方面からやって来るといふふうに考えてございます。桃園通りと線路脇の通りと、レンガ坂、それから中野通りの歩道を含めてサービス水準Aを確保したいと考えてございます。

先ほどの資料にもございましたけれども、サービス水準Aを満たすためには、毎分メートルあたり27人という数字がございましたが、これを1時間にしますと、1メートルあたり1,620人の歩行者がさばけるということになりますので、先ほど現況の幅員等も申しましたけれども、そういったもので賄えるというふうには考えてございます。

## 会長

それでは村木委員、どうぞ。

## 村木委員

短く申し上げますが、この土地区画整理事業をするのに小学校の跡地がありますよね。ここで公共施設と入っているのは、駅前広場と区画道路だけで、公共の持っている土地の面積からするとかなりの面積を持つように思うのですが。土地区画整理をして換地をされた後の公共のその他の施設とかの整備計画とかないのか。もしくは、これURが全部やるのだったら何をつくれるのか、そのあたりのところはどうなっているのですか。

**会長**

宇佐美幹事。

**宇佐美副参事**

まず、1ヘクタールの半分が桃丘小学校跡地になります。これは区画では減という形で出していますので、例えば駅前広場に出していったとしても、まだ土地が残りますので、やはり何らかの形の拠点施設みたいなもの、まちづくりの核となるというものですか、そういうものを考えております。

**村木委員**

その何らかは、まだ考えていないということですか。

**宇佐美副参事**

そこに施設をつくることは考えています。具体的に何かというのは、これからですね。区画整理の後です。都市計画が決定して、その後に事業計画をつくっていきますので、段階的に進めていきたいと考えています。

**会長**

はい。しかし今のご質問のあった点は、やはり次回の審議会などでご報告ができるものがあれば、やはりご報告したほうがいいと思いますね。拠点施設の内容はともかく、今の前段のご質問は、いってみれば「駅前広場以外に公共施設はないのか」というふうにおっしゃったようにも思いますね。

よろしいですか。

**宇佐美副参事**

今回の施行要請の報告はさせていただきましたが、次回以降、話が整理された段階で、都計審のほうに報告をさせていただきます。

**会長**

ほかにいかがでしょうか。白井委員、どうぞ

**白井委員**

桃丘、今跡地にマンガ・アートコートが入っているのと、保育園がまだ残っていましたか。これをちょっと聞きたいのと。利用している施設があるのかどうか。

それと、地域の方々が、ここで例えば盆踊りや何やらやっていたような記憶があるのですけれども、地域の方々が利用しているような、利用状況があれば教えてください。

**会長**

宇佐美幹事。

**宇佐美副参事**

済みません、ちょっと最後のほう聞き取れなかったのもう一度お願いできますか。

**会長**

白井委員、どうぞ。

**白井委員**

地域の方の利用状況。例えば、盆踊りなどやっていたような気がするのです。今は、利用前、まだ小学校として利用していたかどうかなのですけれども、現状地域の方が使っているような事例があれば。

もう1つが、保育園がまだ残っているかどうか、このあたりを聞かせてください。

**滝瀬副参事**

都市観光・地域活性化担当の滝瀬です。

**会長**

どうぞ。

**滝瀬副参事**

中野マンガ・アートコートの賃貸借の所管でございます。ご質問でございますが、現在中野マンガ・アートコートの運営ということで学校法人に貸与してございます。これが平成28年9月14日まででございます。

過去の利用ということでございますが、現在は保育園の利用というものはございません。校舎をお貸しして、校庭と体育館は区の管理ということになってございます。いろいろなイベントで校庭部分というものは使用してございますけれども、現在、盆踊りにお貸ししてはいないかというふうに存じております。

以上でございます。

**会長**

ほかの点はいかがでしょうか。

ほかにならないようでしたら、本件の報告については了承ということにしたいと思います。

以上にて、本日の報告事項3件、いずれも了承という形となります。

本日の諮問事項及び報告事項の審議は以上をもって終了させていただきたいと思いますが、事務局のほうから何か連絡があればと思います。

#### **豊川参事**

それでは、次回の審議会でございますが、12月の中旬を予定をしております。日程等、詳細が決まり次第、別途開催通知をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### **会長**

それでは、以上をもちまして本日の審議会は閉会とさせていただきます。長時間にわたりご苦勞さまでした。ありがとうございました。

— 了 —